

上告事件及び上告受理事件の決定について

1 事件名

- (1) 上告事件
- (2) 上告受理事件

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民
被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起
4月22日 訴状送達
12月23日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し
令和4年(2022年) 1月4日 東京高等裁判所に控訴の提起
2月8日 控訴状送達
6月9日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し
6月10日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て
7月15日 上告状兼上告受理申立書送達
11月22日 最高裁判所で上告棄却及び上告不受理の決定

4 事案の概要

本件は、上告人兼申立人が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)で審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした後、中野区長が本件審査請求書を中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が本件審査請求に係る裁決をしたところ、審査請求の手續等に違法があり、国民の知る権利の侵害を受けた上告人兼申立人の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被上告人兼相手方に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

上告人兼申立人は、第1審の判決では上告人兼申立人の損害賠償請求は理由が

ないとして上告人兼申立人の請求が棄却され、第2審の判決では控訴が棄却されたため、これを不服とし、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告及び上告受理申立ての趣旨

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 決定

(1) 主文

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(2) 理由

ア 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

イ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

※ 参考

(1) 第1審判決の理由の要旨

ア 原告宛ての中野区文化財保護審議会は非公開であり傍聴できない旨の回答メール（以下「本件回答メール」という。）は、中野区教育委員会の権限に属する事務を補助執行する者によって送信されたもので、中野区長の補助機関の職員によって送信されたものではなく、また、これにより直接国民の権利義務を形成したりその範囲を確定したものであることはできず、処分には当たらない。

イ 本件回答メールに係る本件審査請求は、中野区教育委員会に対してすべきものであって、審査請求をすべき行政庁に当たらない中野区長に対してされ

たことから、本来、不適法で却下を免れないものであった。

ウ 中野区長は、審理員を指名して本件審査請求の審理を開始したところ、審査庁違いが判明したが、原告が本件審査請求書の中野区教育委員会に提出し直すなどの不便が生ずることを考慮し、中野区長が本件審査請求書の中野区教育委員会に送付する取扱いをしたものであり、こうした事実を照らせば、中野区長が本件審査請求を長期間にわたって放置したなどとは言い難いものである。

エ 本件審査請求は中野区長宛てにされたが、審査庁となるべき中野区教育委員会に中野区長が本件審査請求書を送付した取扱いが違法とは言えず、本件審査請求は中野区教育委員会に対してされたとみるべきであって、中野区教育委員会が本件審査請求の裁決権がないのに裁決をしたということはできない。

オ 以上によれば、原告の損害賠償請求は、理由がない。

(2) 第2審判決の理由の要旨

当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、一部補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。